

審議会答申に向けての これまでの意見の確認について

- I 答申書の構成（案）について 1
- II 審議会における説明概要及び主な意見とその要約について 1

I 答申書の構成（案）について

はじめに

- 1 本市水道事業の現状について
- 2 水道料金制度について
- 3 新たな「水道事業経営プラン」の策定について
- 4 新たな中期経営計画に係る収支見通しについて
〔参考資料 等〕

II 審議会における説明概要及び主な意見とその要約について

はじめに

- ・ 答申にあたっての策定趣旨 等

1 本市水道事業の現状について

- ・ 水道事業を取り巻く環境
- ・ 現行の経営プランの内容（期間、構成 等）
- ・ 財政収支及び事業実施等の状況

2 水道料金制度について

【説明概要】

- ◇ 料金制度のしくみについて
- ◇ 料金制度のあり方について
 - ・ 従量料金（水量料金）の逡増制について
 - ・ 基本料金と水量料金の割合について
- ◇ 大口需要者について

【主な意見】

- 最高単価を引き下げた場合、将来、小口料金が大幅な値上げになると思われるので、全体的な値上げに併せて逡増度を緩和する、最高単価の廃止ではなく引き下げなど、様々な方法を検討すべき。
- 事業者と市民とでは1 m³当たりの料金格差が大きいという認識はある。水を多量に使うにはそれなりの施設整備が必要となるが、大量生産するほど原価は安くなる経済原則もあることから、均一料金に近づけていく方向性は良いが、例えば口径により業務用・生活用を区分し、業務用は相応の負担を求めるなど、一部、用途別的な体系を検討すべき。

- 9割を占める固定費について使用者がどう負担するのかという料金制度全体のあり方を議論すべき。
- 段階を踏んで長期的に見直していく必要もあることから、次期以降の審議会へ様々な考え方を残すという進め方が良い。

【要約】

- ・ 第11次審議会から示された「水量料金における段階制、逓増制について」の見直しのうち、主に「最高単価の廃止あるいは引き下げ」について検討したが、将来、更新需要の増大等により料金値上げが見込まれる中で、見直しに伴う減収の影響によって、いずれは小口料金の大幅な値上げにつながるものが想定されるため、全体的な料金改定時に併せ、最高単価の見直しだけでなく、様々な方策を検討すべきである。→（現行の料金制度の維持。）
- ・ 事業の経営環境に大きな変化が生じなければ、計画している施策が展開できるものと考えられる。→（現行の料金制度を維持することが可能。）
- ・ 水量料金だけでなく、料金制度全体のあり方を調査・検討し、段階を踏んで長期的に見直していくことが重要であり、（現行料金制度を維持したうえで、）今後設置される審議会において、引き続き検討していくことを要望。

3 新たな「水道事業経営プラン」の策定について

【説明概要】

- ◇ 新たな経営プラン策定の背景について
- ◇ 水道施設の整備に関する各種計画について
 - ・ 水道施設再構築計画
 - ・ 水道施設更新計画
 - ・ 水道施設耐震化計画
- ◇ アセットマネジメント（資産管理）の取組みについて
- ◇ 新たな経営プランの骨子（案）について
 - ・ 「水道水の安全の確保」の観点からみた方向性に係る目標設定等
 - ・ 「確実な給水の確保」の観点からみた方向性に係る目標設定等
 - ・ 「供給体制の持続性の確保」の観点からみた方向性に係る目標設定等

○ 新たな経営プラン策定について

【主な意見】

(特になし。)

【要約】

- ・ 局では、平成28年度に終期を迎える現行の経営プランに代わって、将来の本市水道事業のあるべき姿をより長期の視点から見据えた、平成29年度から10年間の水道事業運営の指針となる新たな経営プランの策定を予定。審議会としては、今後の経営環境は、一層厳しい状況にある中においても、持続可能な事業経営を行っていくために、長期的視点による水道施設の更新や再構築の実施、経営基盤のさらなる強化に努めていくことが重要であるとの観点から、計画策定にあたっての意見を付す。

(1) 水道施設の整備に関する各種計画の検証

ア 水道施設再構築計画

【主な意見】

- 本市の被災経験上、1浄水場分の予備力は過剰ではないか。予備力を持つことに対するコストの費用対効果が見えない。その分を料金値下げすべきという考え方もある。
- ダウンサイジングの時期を、さらに早めることはできないか。
- 予備力における局の目標の明確化とその説明が必要。
- 局独自の推計方法による予測であり、水需要の多少のブレに対応できるようにすべき。

【要約】

- ・ 水需要の減少が予測される中で、老朽化が進む現有施設を同規模のまま更新していくことは困難であることから、非常時の対応も想定し、将来の水需要予測に対応しながら過剰となる施設能力を踏まえて、施設の統廃合とダウンサイジングなどを行うことを定めた計画。
- ・ 本市の被災経験上、1浄水場分の予備力は過剰ではないか、また、予備力を持つことに対する費用対効果に不明確さが残るとの意見もあったが、計画内容については、おおむね妥当であると判断。審議経過を踏まえて、水道局の目指す予備力のあり方についての根拠等を明らかにすべき。

イ 水道施設更新計画

【主な意見】

- 施設を法定耐用年数以上使用する、本市独自の更新基準について、実使用年数により更新しても問題が生じない根拠等を明らかにすべき。
- 計画外の事業費について、管路延長の大半を占める口径200mm未満の配水支管等を、更新計画外として実状に応じ修繕か更新かなど適宜対処していくとしたが、事務局では、考え方の整理を含め計画的な更新方法を検討されたい。

【要約】

- ・ 本計画は、水需要の減少に応じた適正な施設規模、非常時においても効率的な配水運用、災害に強い施設を構築することを目的に、効果的で効率的な更新方法を定めたもの。
- ・ 計画では、本市独自の更新基準を設定したうえで、経過年数などの健全性、給水量の多少、災害時に優先給水施設などへ給水する管路等の重要度を総合評価し、優先順位を設定、実施していくとしており、計画内容については妥当であると判断。独自の更新基準により施設更新を行っても問題が生じない根拠等を明らかにすべき。

ウ 水道施設耐震化計画

【主な意見】

- 「耐震化」の意味や定義を具体的なわかりやすい表現で示すべき。
- 耐震化工事の一部である緊急遮断弁の設置は、往々に誤作動が生じることから、主要な配水池へ設置する際、万一誤作動した際の影響なども考慮し設置を検討すべき。

【要約】

- ・ 本計画は、震災時において水道施設に大きな被害を受けたことから、被災経験などを踏まえ、強靱な施設を構築し、災害時においても確実な給水の確保を図るために、施設の耐震化の方策について定めたものとなっており、計画内容については妥当であると判断。

(2) アセットマネジメント（資産管理）の取組み

【主な意見】

- 水需要が、今後40年間でおよそ半減する予測のため、純利

益は減少傾向にあり、計画期間の半ばで資金不足に陥る見通しだが、更新需要の投資計画と投資可能額の均衡を図るためには、料金値上げか、企業債借入を増やすのか、どう考えるかがポイントとなる。

- 今回の長期財政収支見通しは、現時点において料金水準を維持するなど一定条件の下での試算として、計画期間中に資金不足に陥る結果となったものであり、今後は更新需要と投資可能額の均衡を図るよう、更新需要の見直しと財源確保策を講ずる必要がある。
- 浄水場における高度浄水処理技術などの技術革新や、PFI、DBOなどの導入について調査・研究し、更なるコスト縮減を図る必要がある。

【要約】

- ・ 水需要予測や各施設整備計画に基づく施設の再構築を反映するとともに、本市独自の更新基準を設定して算出した将来の更新需要額は、今後40年間で約1,535億円(年平均約38億円)となり、現行の料金水準を維持することを前提として建設投資を行っていく場合、平成51年度から更新需要額が投資可能額を上回り、資金が不足する見通し。
- ・ 今後、更新需要額と投資可能額の均衡を図るため、アセットマネジメントの精度を高めながら、更新事業を調整するとともに、財源確保策を検討していくべき。
- ・ 審議会としては、財源確保の方策をどう講じていくのか、施設整備時における技術革新や官民連携などの導入についての調査・研究などのコスト縮減を図ることが、今後の事業経営において重要なポイントであると考え。それらに意を用いて今後の水道事業経営にあたること。また、今後の審議会においても、この問題について議論を深めていくことを要望。

(3) 新たな経営プランの策定にあたっての考え方

【主な意見】

- 現行計画の経営目標の一つである「顧客」に係る項目が、新たな計画案では方向性の一つである「環境と連携」に集約されており、「お客様サービスの充実」や「お客様満足度の向上」といった直接的な表現が消えてしまっているため、水需要の減少が見込まれる中、お客様あつての企業なのだから、強調し表現すべき。

- 震災経験だけでなく、人口流入など原発事故の影響についての考え方も盛り込むべき。

【要約】

- ・ 新たな経営プランの策定にあたっては、審議会として、示された経営プラン策定の基本的な考え方に対し、前述の各種施設整備計画の検証等も含め、様々な観点から調査・審議を行った。震災後の情勢変化への対応や、お客様視点での経営姿勢を計画に強調すべきなどの意見が出され、それらの意見を反映させた「経営プランの骨子」を取りまとめた。
- ・ 「経営プランの骨子」
〔内容表記（詳細は、参考資料に掲示。）〕
- ・ 「経営プランの骨子」を基に、最適で災害に強い施設整備と持続可能な経営基盤の確立に重点的に取り組み、安全でおいしい水道水を安定して供給し、市民生活を支えるライフラインとしての水道システムを、より健全な姿で次世代に引き継いでいくための、具体的かつ実効性のある基本計画及び中期経営計画を策定されたい。

4 新たな中期経営計画に係る収支見通しについて

【説明概要】

- ◇長期財政収支見通し（40年間）について
- ◇中期経営計画（前期）に係る収支見通し（5年間）について
- ◇現行料金制度の維持の考え方について

【主な意見】

〈第11回（8/4）審議〉

【要約】

- ・ 審議会に示された新たな中期経営計画に係る収支見通しについては、40年間の長期財政収支見通しで見込んだ平成29年度から33年度までの5年分の更新需要と投資可能額の範囲内で、新たな経営プランの方向性を踏まえて、長期的視点に立って策定された計画。
- ・ 収益的収支は、給水収益は減少傾向で推移するものの、5年間の収入合計で約440億1,000万円を確保。支出は、減価償却費は増加傾向にあるものの、5年間の支出合計は約395億6,000万円となっている。これらにより、5年間の純利益を、合計で約44億5,000万円と見込む。

- 資本的収支においては、収入額を5年間合計で約111億2,000万円としているが、企業債は、発行上限額を設定したうえで残高の増加を抑制。支出については、中長期の水道施設整備に係る各計画に基づき、5年間の支出合計を約306億円と見込む。これらにより、5年間の収支不足額は、合計で約194億8,000万円となる見込みであるが、各年度、補てん財源を充当した結果、計画最終年度の平成33年度末においては約35億7,000万円の資金残額を確保できる見込みとなっており、計画期間内において、大きな社会・経済情勢の変化がない限り、資金不足に陥ることはない計画となっていることを確認。